

## IV 指定特定事業所の適正な運営に関して

### ①基本方針

- 利用者や保護者の意思や人格を尊重し、利用者等の立場に立って支援しているか。
- 利用者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように配慮しているか。
- 利用者の心身の状況・その環境に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮しているか。
- 福祉サービス等が特定の種類や特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行っているか。
- 市や障害福祉事業者等と連携を図り、必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。
- 自ら提供する指定相談支援事業の評価を行い、常に改善を図っているか。

### ②人員に関する基準

#### (1)従業者（基準第3条）

- 事業所ごとに、相談支援専門員を1人以上配置しているか、資格要件を満たしているか。
- ※専らその職務に従事していること（業務に支障がない場合は兼務可能）
- ※当該利用者が利用する事業所等の業務を兼務しない相談支援専門員が、継続サービス利用支援を実施すること（市がやむを得ないと認める場合等を除く）
- ⇒指定障害福祉サービス事業所等との中立性の確保、指定障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないため

#### (2)管理者（基準第4条）

- 事業所ごとに、管理者を配置しているか。
- ※専らその職務に従事していること（業務に支障がない場合は兼務可能）
- ※指定相談支援の従業者である必要はない。

### ③運営に関する基準

#### (1)内容及び手続きの説明及び同意（基準第5条）

- 利用申し込みがあった場合は、パンフレット、重要事項説明書等での内容及び手続きの説明を、障がいの特性に配慮して適切に行っているか。
- 利用契約をした場合は、重要事項説明書を交付しているか？
- 利用契約をした場合は、契約書を交付しているか？
- ※契約書には代表者印を押すこと。複数枚に亘る場合は割印を押すこと。
- 契約書への記載内容（社会福祉法第77条第1項）
  - ・当該事業の経営者の名称、主たる事業所の所在地
  - ・当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容
  - ・当該指定計画相談支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
  - ・指定計画相談支援の提供開始年月日
  - ・指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口

#### (2)計画相談支援給付費の額に係る通知等（基準第14条）

- 法定代理受領により市から計画相談支援給付費を支給された場合は、利用者に対しその額を通知しているか。
- ※事業所で通知状況(通知対象者、通知日、金額等)等を把握しておくこと

(3)指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第 15 条）

※相談支援専門員が行うべき業務を規定している

□相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成等（基準第 15 条第 1 項第 1 号）

- ・計画の作成は、相談支援専門員が担当しているか。

□指定計画相談支援の基本的留意点（基準第 15 条第 1 項第 2 号）

- ・利用者及びその家族(以下「利用者等」)の十分な理解が得られるよう、指定相談支援を懇切丁寧に行い、分かりやすく説明しているか。

□サービス等利用計画作成の基本理念（基準第 15 条第 2 項第 1 号）

- ・利用者の希望等を踏まえて計画を作成しているか。

□継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用（基準第 15 条第 2 項第 2 号）

- ・継続的かつ計画的に福祉サービス等の提供が行われるよう、計画の作成や変更をしているか。
- ・継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長していないか。

□総合的なサービス等利用計画の作成（基準第 15 条第 2 項第 3 号）

- ・利用者の日常生活全般を支援する観点に立って計画を作成しているか。
- ・指定障害福祉サービス等に加えて、その他の福祉サービスや地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も、計画上に位置づけているか。

□利用者等によるサービスの選択（基準第 15 条第 2 項第 4 号）

- ・計画の作成に当たって、利用者等に、地域の指定障害福祉サービス事業所や指定一般相談支援事業所に関する情報を適正に提供しているか。

□アセスメントの実施（基準第 15 条第 2 項第 5 号）

- ・計画の作成に当たって、利用者の心身の状況、置かれている環境、日常生活全般の状況等を評価して、利用者の解決すべき課題等を把握しているか。

□アセスメントにおける留意点（基準第 15 条第 2 項第 6 号）

- ・アセスメントは、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接しているか。
- ・利用者等に面接の趣旨を十分に説明し、理解を得ているか。

□サービス等利用計画案の作成（基準第 15 条第 2 項第 7 号）

- ・利用者についてのアセスメントにより把握した、解決すべき課題等に対応するための最適なサービスの組み合わせを検討して、計画案を作成すること。

※サービス等利用計画案に記載する内容

- ・利用者等の生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・生活全般の解決すべき課題
- ・提供される福祉サービス等の種類、内容、量
- ・福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ・モニタリング期間(適当なモニタリング期間の提案)

□サービス等利用計画案の説明及び同意（基準第 15 条第 2 項第 8 号）

- ・計画案の内容について利用者等に説明し、文書により同意を得ているか。

□サービス等利用計画案の交付（基準第 15 条第 2 項第 9 号）

- ・計画案を作成した際には、利用者等に交付しているか。

□サービス担当者会議の開催による専門的意見の聴取（基準第 15 条第 2 項第 10 号）

- ・支給決定を踏まえて計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等と連絡調整等を行っているか。
- ・サービス担当者会議を開催して利用計画案の内容を説明するとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。

□サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意（基準第 15 条第 2 項第 11 号）

- ・サービス担当者会議を踏まえた計画案の内容を利用者等に説明し、同意を得ているか。

□サービス等利用計画の交付（基準第 15 条第 2 項第 12 号）

- ・計画案に利用者等の同意を得た後計画を作成し、遅滞なく利用者等と担当者に交付しているか。
- ・担当者に、当該計画の趣旨と内容等について十分に説明し、各担当者自らが提供する計画上のサービスの位置づけを理解できるよう配慮しているか。

□サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等（基準第 15 条第 3 項第 1 号）

- ・計画の作成後、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更や福祉サービス等の事業を行う方等との連絡調整その他便宜の提供を行っているか。
- ・新たな支給決定等が必要だと認められる場合には、利用者等に対し支給申請を勧奨しているか。

□モニタリングの実施（基準第 15 条第 3 項第 2 号）

- ・利用者等や福祉サービス事業を行う方等と継続的に連絡を行い、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問、面接しているか。またその結果を記録しているか。

□サービス等利用計画の変更（基準第 15 条第 3 項第 3 号）

- ・計画案作成時と同様に行っているか。

□指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供（基準第 15 条第 3 項第 4 号）

- ・利用者の居宅での生活が困難になった場合や、利用者が指定障害者支援施設等へ入所又は入院を希望する場合は、当該施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。

□指定障害者支援施設等との連携（基準第 15 条第 3 項第 5 号）

- ・指定障害者支援施設等や病院から退所又は退院しようとする利用者等から依頼があった場合は、円滑に居宅生活へ移行できるよう、必要な援助を行っているか。

#### **(4)運営規程 (基準第 19 条)**

□運営規程への規定内容

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ・ 営業日及び営業時間
- ・ 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ その他運営に関する重要事項

#### **(5)勤務体制の確保等 (基準第 20 条)**

□相談支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。

※年間計画を立てること

※人権擁護・虐待に関する研修を必ず実施すること

※研修記録を作成すること

#### **(6)掲示等(基準第 23 条)**

□事業所の見やすい場所に以下について掲示すること

- ・ 運営規程の概要
- ・ 基本相談支援及び計画相談支援の実施状況
- ・ 相談支援専門員の有する資格、経験年数
- ・ 勤務の体制
- ・ その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

#### **(7)秘密保持等 (基準第 24 条)**

□従業者及び管理者に対して、利用者等の秘密の保持を義務づけているか。

□事業者に対して、従業者及び管理者等が秘密を漏らさないよう(従業者でなくなった後も)措置をとることを義務づけているか。

※雇用契約時等に誓約書等文書により取り決める、違約金について定める等

□サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか？